

鹿児島市福祉サービス情報

～令和2年1月版「輝きライフ」から～

鹿児島市は、高齢者が安心して快適に生活できるよう様々な「高齢者保健福祉施策」実施しています。施策はそれぞれ1生きがいづくり、2健康と医療、3介護保険、4介護保険以外の福祉サービス、5相談と分野ごとに各種制度や事業、サービスが実施されています。ここではその中から、「4介護保険以外の福祉サービス」の一部をご紹介いたします。

(1)寝たきりや虚弱な方へ

①福祉用具の給付

虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため、介護保険給付対象外の福祉用具を給付します。

【生計中心者の所得額に応じ自己負担あり・非課税世帯無料】

<給付用具の種類>

手押し車 買い物や散歩時の補助用具

65歳以上の方で下肢が不自由な方

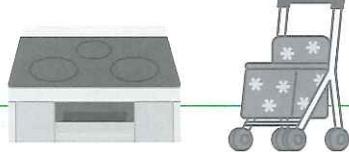
電磁調理器 炎を出さないで電磁作用によって鍋自身を発熱させる調理器

65歳以上の方で認知症などにより防火などの配慮が必要な一人暮らしの高齢者等

吸引機

寝たきり状態にある方のかく痰を吸引するもの

介護保険の要介護認定で要介護3以上と認定された方で本装置の必要性が認められる方



②紙おむつ等の助成

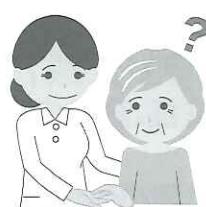
紙おむつ等を使用している65歳以上の方を介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、紙おむつ等を支給、または購入費用の一部を助成します。(事前に受給資格認定を受ける必要があります)

○対象: 紙おむつ等を使用している65歳以上の方で、住民税非課税世帯の方(但し介護保険施設利用者、生活保護受給者は除く)

【申請に必要なもの、助成内容については長寿支援課まで】

③介護手当

在宅の寝たきり高齢者または重度認知症の高齢者を介護している方の労をねぎらうとともに、寝たきりの高齢者等の福祉の増進を図るために、介護手当を支給します。



○支給対象: 資格認定日現在、本市に1年以上住所を有する方で、要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者と同居、またはこれに準ずる状態で6ヶ月以上介護している方

【支給額、資格認定日、申請等詳細は長寿支援課まで】

<鹿児島市の高齢者保健福祉サービスについては長寿支援課(216-1267)までお問い合わせください>

避難用持ち出し袋	に入れたいコロナ対策用品
マスク／常備薬(おくすり手帳)／体温計／せつけん／ごみ袋／ビニール手袋／ポリ袋／ティッシュ／エットティッシュ／アルコール消毒液／水／ペーパータオル	『縁故避難』(親戚・知人宅)／『宿泊施設避難』／(与次郎1丁目10の6)があります。災害発生時すぐには開設されませんのでご注意を!

【その他】
『縁故避難』(親戚・知人宅)／『宿泊施設避難』／(与次郎1丁目10の6)があります。災害発生時すぐには開設されませんのでご注意を!

災害時福祉避難所

八幡校区内には『高齢者福祉センター与次郎』(与次郎1丁目10の6)があります。災害発生時すぐには開設されませんのでご注意を!

発熱のある方は、親戚・知人宅、宿泊施設等への避難も検討すること。他に避難場所がない場合は、地域福祉課電話(216-1244)に相談してください。確認後避難先を案内されます。

感染の疑いのあるひと

歩いて『指定の避難所』へ
※八幡小学校・天保山中学校体育館は×
校舎階上への避難は○
八幡福祉館／鴨池公民館は○

健康な人

【自宅】にどまる状況では『上階』に避難する
【垂直避難】

高層住宅のひと

6月、大雨・洪水に季節に入りました。また最近、桜島の噴火や地震も数多く発生しており、心配なことです。加えて、『コロナウイルス』の感染がおさまらず、最悪の場合には感染リスクをかかえて災害時避難をしなければなりません。そこで今回は松尾一郎・東京大学客員教授(防災行動学)のお話をもとに、「コロナウイルス禍における災害(大雨・洪水)時避難」の在り方について少しまとめてみます。

【事前に「自分の避難場所」を決めておきましょう!】

「コロナ禍の雨・洪水時災害避難について」